



KAWASAKI CITY

お 知 ら せ

平成17年6月21日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称)溝の口久本マンション計画」に係る事後調査報告書(建設時その3)の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の名称	(仮称)溝の口久本マンション計画
指定開発行為の種類	・高層建築物の新設(第2種行為) ・住宅団地の新設(第2種行為) ・大規模建築物の新設(第2種行為)
指定開発行為者	・東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 住友不動産株式会社 取締役社長 高島 準司 ・東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号 株式会社大京 代表取締役社長 田代 正明
事後調査の業務受託者	東京都文京区白山三丁目1番8号 株式会社INA新建築研究所 代表取締役社長 雨宮 守司
指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区久本三丁目210番地1他 区域面積:19,407.4 m ²
指定開発行為の目的及び内容	目的:共同住宅の新設(地下1階、地上32階) 計画戸数:648戸、計画人口:1,952人、最高高さ:99.50m 建築面積:4,351.3 m ² 、延床面積:82,493.7 m ²
環境影響評価の手続経過	平成15年 2月10日 条例環境影響評価準備書公告 平成15年 5月29日 条例見解書公告 平成15年12月10日 審査書公告 平成16年 1月22日 条例環境影響評価書公告
施行期間	着手:平成16年1月、完了予定:平成19年1月
事後調査報告書の縦覧場所	高津区役所、橋出張所及び本庁(環境局環境評価室)
縦覧期間及び時間	期間:平成17年6月21日(火)から 平成17年7月20日(水)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
意見書の提出	縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 提出期限:平成17年7月20日(水) (郵送の場合は、7月20日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
問い合わせ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 (電話200-2156)